

はんれい最前線

アンケート結果原本を廃棄、教育現場の公文書管理への意識再徹底を 生徒の自殺原因に関する有益な情報の有無を確認する機会を失わせたとして調査報告義務違反を認定——裁判所

1 はじめに

今回は、本誌458号28頁の「生徒の自殺原因調査のために行われたアンケートの廃棄等に係る損害賠償請求事件」(札幌地裁平成31年4月25日判決。以下「本判決」といいます。)を取り上げます。

本判決は、公立高校(以下「本件高校」といいます。)に在学していた男子生徒(以下「本件生徒」といいます。)が自殺したことについて、本件生徒の母親が、学校設置者である北海道を被告として、①本件生徒が自殺した原因是、本件生徒が所属していた吹奏楽部の顧問教諭の不適切な指導によって本件生徒を追い詰め、指導後も本件生徒を放置するなどして安全配慮義務に違反したことにある、②自殺の原因を調査するために学校内を行ったアンケート調査の結果の原本を同校の教頭が廃棄する等して調査報告義務を怠ったと主張して、国賠法1条1項ないし在学契約の債務不履行に基づいて損害賠償請求した事案です。

生徒の自殺に関して学校の調査報告義務違反が争点となった裁判例は多数存在しますが、アンケート結果の原本を廃棄したことの違法性が問題となった事例は珍しく、この種の事案における学校側の文書管理体制を再確認する上でも参考になる事案といえます。

2 事案の概要

【自殺に至るまでの経過】

(1) 本件生徒は、中学校の頃から吹奏楽をしており、本件高校の吹奏楽部に魅力に感じて本件高校への入学を志望し、平成24年4月に本件高校に入学するとともに、吹奏楽部に入部しました。本件生徒が入部した当時、吹奏楽部には、1年生部員

として18名前後(うち男子5名)が在籍していましたが、その後、1年生の男子部員のうち2名が退部し、1年生の男子部員は本件生徒と生徒B、生徒Cの3名だけとなりました。

(2) 本件生徒は、熱心に部活動に取り組んでいましたが、同学年の部員らからは、本件生徒の態度や発言に関して反感を買うことがあり、平成24年10月下旬に、上級生の部員らが不在の間、1年生部員のみで部活動を行うことがあった際、本件生徒は上級生部員からコンサートマスターに指名されましたが、本件生徒の考え方等を巡り、1年生の女子部員らから反発を受けるという出来事がありました。

平成24年12月6日には、本件生徒は、学級担任であるG教諭に対し、部活動についての悩みを相談し、このことを理由に学校を辞めたいという相談をするというありました。

(3) 本件生徒は、小学校の頃から、心臓に持病があり、定期的に病院を受診して経過観察を受けていました。本件生徒は、部活動中に体調不良となり病院に救急搬送されたことがあったほか、吹奏楽部の顧問であるH教諭に自宅まで送ってもらうこともありました。

また、本件生徒は、平成24年12月22日から平成25年1月2日まで、腎疾患のため入院して、尿道の手術を受けました。

本件生徒は、退院後も部活を休み続けたため、H教諭が、本件生徒と面談して部活を休んでいる理由を尋ねたところ、本件生徒は、深刻な表情で、「とても親しかった友人(中学時代の彼女)が千葉に転校して、その後自殺したのでショックで立ち直れなかった。」と答えました。これを聞いたH教諭は本件生徒に対し、「じゃあ、気持ちが落ち着いたらまた出て来なさい。」と言いました。

(4) 平成25年1月26日、吹奏楽部が、札幌市民吹奏楽祭に参加した際、部活を休み続けていた本件生徒は、会場内でその演奏を聞いた上で、部員数名に対し、「課題は残るがまあまあだったな。」とメールを送りました。

このメールを受けて立腹した生徒Bは、翌27日、本件生徒に対し、「てめえに俺たちの努力のなにが分かる 無理だからといって部活から、自分から、皆から逃げていたお前に」、「今までのお前の行動でどれだけの人に迷惑かけたかわかつてんのか? どれだけの人が悩んでたかわかつてんのか? それなのにお前は知らないくせに「まだ課題の残っている演奏」だあ? ふざけんじゃねえよ」、「最終的にてめえがいても只の迷惑で邪魔だから消えるんだったらとっとと消えろ 消えたくないんだったら変わって見せろ」等の内容のメールを返信しました。

この生徒Bのメールに対して、本件生徒は、「迷惑だの困惑だのほざいてんぢやねえよ 甘ったれんのいい加減にしろ、温室育ち 僕わお前のせいで48時間寝ずに部活の対処方法を考えるはめになったよ 見学旅行で先輩に生徒Bを頼むだなんて超低レベルな金管の課題出されたよ お前にどれだけ俺が迷惑したと思ってんの? ?俺の人生の目標までぶち壊しや

がってよ!!!! 本当ざけんなや この部活もろとも消え失せろ 僕に生きる目標ないから このまま死んでやろうか? ?あ? ?いつまでも生温い環境に浸かってろ 本当に腹立った 二度とこんなカス部活に顔出すかよ!!!! 勝手に地区敗退でもしてろや」等の内容のメールを返信しました。

(※以上のメールの表現部分は原文のまま引用しております。以下も同様です。)



(5) 平成25年1月28日、本件生徒は、学校を無断欠席した上、生徒Cに対し、自分の個人情報がネット上に流出しているとして、部員に対する怒りを示し、「まあ死なないように夜道わ気をつけなさいな もっとも、俺が直接手を下すだなんて

甘い考えわしなさんな 金ならここ2週間で十分貯めたからね 依頼金としてわ5万で十二分かと まあそゆことだから 精々生き残ってみろよ

常に毎日、生死の境目にいる 僕の気持ちを少しわ理解したらいいさ って1年に伝えときいや・w』、「日にちわ向こうに任せるから いつ狙われてもおかしくないので よろしく 僕を本氣で怒らしたらこうなるよ? ?毎晩怯えてなさい」等のメールを送信しました。

また、この頃、本件生徒は、生徒Dに対して、「生徒A(本件部活の1年生女子部員)明日殺す」

という生徒Aの殺害を予告するかのようなメールを送信し、これを知った1年生女子部員らは、生徒Aとの集団下校を余儀なくされました(以下、上記を「本件メール事件」といいます)。

(6) 平成25年1月31日、本件高校の職員会議において、本件メール事件の扱いが協議された結果、本件生徒が実際には生徒A・Cに危害を加える意図はなく、本件メール事件は、それ以前からの人

間関係がうまくいっていないことが一因となって、衝動的に脅迫メールを送信したものであり、本件生徒には謝罪する用意があること等から、停学等の処分を科すことなく反省文等を通じて指導を行うことになりました。

H教諭は、本件生徒以外の部員によるミーティングを行い、部員同士では必要最小限以外のメールのやりとりをしないようにと指導しました。このミーティングでは、ほとんどの女子部員が本件

生徒の吹奏楽部への復帰に反対しましたが、生徒Bを始めとする復帰に賛成する部員の少数意見が尊重され、最終的には本件生徒を再度吹奏楽部に迎え入れることが決まりました。

(7) 平成25年2月1日、本件高校のI教頭らは、本件生徒及び母親である原告と面談して本件メール事件について指導を行いました。

その後、H教諭らが本件生徒及び原告と面談し、本件生徒が吹奏楽部への復帰を希望したため、H教諭は本件生徒に対し、部員に受け入れてもらうためにはどうしたらいいか考えるとともに、翌日の吹奏楽部の全体ミーティングで皆に謝罪して今後に向けた決意表明を行うようにと指導しました。

(8) 平成25年2月2日、本件生徒は全体ミーティングで本件メール事件について謝罪した上で、「人一倍努力する。」と決意表明をし、本件生徒は吹奏楽部に復帰することになりました。吹奏楽部に復帰後、本件生徒は男子部員である生徒B・Cと仲良く付き合うようになった一方で、女子部員らとの関係はよそよそしい関係が続き、2月中旬に行われた生徒指導部長のJ教諭や吹奏楽部副顧問のK教諭との面談では、本件生徒は、「男子部員とは本件メール事件以前のように普通に話せるようになったが、女子部員からは警戒され、関係がぎくしゃくしている。」「女子に対しては相当ひどいことをてしまい、恐怖を与えたのですぐに許されるものだとは思ってはいない。」等と話しました。

(9) 平成25年2月20日、本件生徒は期末試験を無断欠席しました。G教諭が原告に電話したところ、原告は、「前夜、本件生徒が試験勉強をしていなかったことを叱責したところ、本件生徒が翌朝まで部屋から出てこなかった。」と述べました。本件生徒は、翌21日に登校した際、生徒B・Cに対し、欠席理由について「母親と口論になつて、母親に包丁を突き付けられて、怖くて学校に行けなかつた。」と述べました。

(10) 平成25年2月27日、本件生徒は、生徒B・Cに対して、「生徒Aと性交渉を持った。」「先輩が援助交際をしている。」と、吹奏楽部女性部員ら

の具体名を挙げて発言をしました(以下、上記を「本件発言事件」といいます)。生徒B・Cは、翌28日、H教諭に対して本件発言事件を報告しました。

同年3月2日、H教諭は、本件生徒を呼び出し、吹奏楽部の2年生女子部員4人を同席させた上で、本件発言事件の事実確認を行いました。H教諭は、「ここでは他の部員もいるので具体的なことは言えないが、言葉に出せないような凄いことを吹聴していると聞いた。自分の娘についてそういうことを言われたら、俺なら黙っていない。お前の家に怒鳴り込んで行く。名誉棄損で訴える。何のことか分かっているな。」と質問したところ、本件生徒は、「分かっています。」と答えました。H教諭が、「そういう凄いことを言ったと認めるのだな。」と質問すると、本件生徒は、「認めます。」と答えました。H教諭が、「今後どうするか。辞めるか、条件を受け入れて続けるか。」と質問したところ、本件生徒は、「続けたいです。」と答えたため、H教諭は、本件生徒に対し、「部員には一切メールをしないこと」、「1年生部員をこれ以上振り回さないこと」という条件に加えて、残りの条件は翌日までに2年生部員に考えてもらうと伝えた上、本件生徒を帰らせました。

(11) 平成25年3月3日日曜日の朝、本件生徒は、一度本件高校に登校したものの音楽室に顔を出すこともしないまま下校しました。H教諭は同日午前10時頃に音楽室に入った際、本件生徒が来ていないことを知り、部員らに対して、「これで××(本件生徒)はもうダメだな。」「もう××(本件生徒)には関わらないで練習に集中だ」と告げました。

本件生徒は同日午後1時41分、生徒Cに対して、「昨日先生に言われました 僕が嘘をついて部員に迷惑かけて ネット中傷、名誉棄損などなど 色々言われた 正直に言う 全く心当たりがない 先生が何のことを言っているのか サッパリ分からない」、「先生が何のことと言っているのか

俺の予想わ以下の四つです・・・・(略)
以上の四つのことわ ついこの前生徒Bと生徒C

に話したことだよね」、「二人わ俺の話を聞いてくれたから今度わ俺が聞く番だ、って思ってた でも実際わ違ったんだね」「(中略) 二人を信頼してた俺が馬鹿だったんだね 信じなきやよかった生まれなきやよかった」、「ってか犯罪者呼ばわりされた 僕の方が名誉棄損だよね」、「もし二人が俺がしていないことを先輩方に言って こんな状況になってしまったとしたら 一体誰が得をするのかな? ? それわ間違なく生徒Bしかいないよね? ? 生徒Bからすれば一方的に好きな人を違う男にとられてしまった訳だし 仇だよね 消えてほしいよね 死んでほしいよね 安心してもうそろ死ぬからさ (中略)」等の内容のメールを送信しました。

また、本件生徒の携帯電話には、「これが遺書になるかもしれない ただ、書いてみたくて書きました 今日先生に色々言われました 自分わ始め、テストの無断欠席だと思ってました ところが用件わ違う自分が嘘をつき名誉棄損をしたという内容です 犯罪だとも言われました 正直言つて心当たりがありません ・・ (中略) 自分わ何か間違いましたか? 犯罪を犯した覚えわございません 何が嘘なのか教えて下さい」との文章が保存されていました (作成日時は不明)。

本件生徒は、上記のメールを生徒Cに送信後、地下鉄のホームから飛び込んで自殺しました。

【自殺後の経過】

(1) 平成25年3月4日、本件高校は、本件部活の部員らに対して、本件生徒の自殺原因等に関するアンケート調査を実施しました。アンケートの中には、特に本件メール事件以後、本件生徒に抵抗感を抱いている部員が少なからずいたことを示すものがありました、吹奏楽部内で本件生徒に対するいじめがあったことを示すものはありませんでした。この吹奏楽部内アンケート結果は、本件訴訟の文書提出命令申立事件に係る抗告審手続において、原告に開示されました。

(2) 平成25年3月11日、本件高校は、1年生と2年生の全員を対象にアンケートを実施しました (以下「全校アンケート」といいます。)。

I教頭は、J教諭に指示して、全校アンケート

の回答結果のうち、具体的な記載があったものを転記させました。転記されたアンケート結果の中には、約15名の生徒から、本件生徒がいじめられていた、あるいは、悩んでいるように見えたなどという回答もありました。

本件高校は、上記の回答をした約15名の生徒から、個別の聞き取りを実施しましたが、本件生徒に対するいじめを見聞きしたという回答は、いずれも伝聞や推測、友人間のトラブルに関するものであり、いじめがあったことを示す具体的な事実は確認されませんでした。

(3) 平成25年3月24日、I教頭らは原告宅を弔問し、教職員、吹奏楽部員、全校生徒への聞き取りを行った結果として、本件生徒の自殺の原因としては、健康への不安、期末試験欠席に伴う留年への不安、家庭内での悩み、吹奏楽部内での人間関係など様々な要因が考えられることを説明しました。

(4) 平成26年3月27日、I教頭は、同年4月に他校へ異動することから、全校アンケートの回答原本が保管されている自身のロッカーの整理を行った際、全校アンケートの回答原本の保管を継続する必要性について、J教頭に相談したところ、同人は、回答結果を転記した資料があることから原本は廃棄して構わないと言えました。このため、I教頭は、全校アンケートの回答原本をシュレッダーで廃棄しましたが、この廃棄行為は、北海道教育委員会が定めた道立学校文書管理規程に違反する行為でした。

上記の全校アンケートの回答結果の一部を転記したものは原告に開示されましたが、回答原本は廃棄されたため、原告に開示されませんでした。

3 訴訟における原告の主張

原告は、いずれも国賠法1条1項または在学契約上の債務不履行に基づき、①本件生徒の自殺はH教諭による不適切な指導に起因するものであるとして、逸失利益等の損害の賠償を、②全校アンケートの回答結果の原本を廃棄する等した行為が調査報告義務違反に当たるとして慰謝料等の損害

の賠償をそれぞれ求めて、平成28年3月1日に訴訟を提起しました。

原告は、(i)平成25年3月2日のH教諭の指導は、典型的なパワーハラスメントであり、体罰等に該当し、安全配慮義務違反を構成する(ii)全校アンケート回答結果原本の破棄等が調査報告義務違反を構成すると主張し、これらの理由として、概要、以下のように主張しました (※なお、原告が安全配慮義務違反等を主張したH教諭及び学校側の対応は他にもありますが、紙面の都合上、上記に限定して紹介します。)。

【(i)平成25年3月2日のH教諭の指導の問題点に関する主張】

ア 「凄いこと」という婉曲な表現を用いたために、本件生徒は何について指導を受けているか理解できていおらず、事実確認が不十分であった。

イ 「名誉棄損で訴える」等の発言が、本件生徒を犯罪者扱いしたものであり体罰等に当たるほか、2年生部員4名を立ち会わせたことは本件生徒の秘密を暴露した点でプライバシーの侵害であり、本件生徒に強い恥辱を与えて自尊感情を破壊するものであり、これらの叱責の態様が過酷であった。

ウ 今後も吹奏楽部で活動する条件として、他の局員に一切メールをしないこと、1年生部員をこれ以上振り回さないことという条件を守るように指導したことは、他の部員との関係を断ち切ることを命じたものであり、体罰等に当たる。

【(ii)調査報告義務違反】

ア 本件高校の教員ら及び北海道教育委員会のM主事らは、本件各アンケートを通じて、本件生徒に対するいじめや、H教諭による本件生徒への体罰等(3月2日の指導)の事実を把握していたにもかかわらず、本件各アンケートの回答結果を原告に詳しく述べることをしなかった。

イ 本件高校の教員らは、M主事の指示のもとに、組織ぐるみでこれらの事実を隠ぺいし、全校アンケートの回答原本を廃棄した。

4 裁判所の判断

裁判所は、上記2に記載の事実経過を前提として、上記(i)及び(ii)に関して、概要、以下のように判断し、3月2日の指導の違法性を否定した一方で、全校アンケートの回答原本を廃棄した点について調査報告義務違反があったと認定し、慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の計110万円を損害として認容しました。

【(i)3月2日に行われたH教諭の指導の適法性に関する判断】

ア 3月2日の指導は、本件発言の直後に行われたものであり、本件生徒自身、生徒Cに送信したメールや携帯電話に保存されていた遺書とも取れる文書に、3月2日の指導が本件発言を理由として行われたものであることを理解した上で、本件発言内容が真実であること等から指導が納得できない旨を記載している。そうすると、本件生徒はH教諭の「凄いこと」の内容を理解した上で事実を認めたものであり、何についての指導かを理解できていなかったとは認められず、事実確認が不十分であったとはいえない。

イ 本件発言は、生徒Aや先輩部員のプライバシーや名誉を棄損する犯罪行為ともなり得るものであって、H教諭の発言内容自体が不必要なし過度に本件生徒に精神的苦痛を与えるものであったということはできない。

また、立ち会った2年生部員らは、本件生徒が本件発言を行ったことをもとから知っていたのであって、指導の場に立ち会わせることによって本件生徒のプライバシーがさらに侵害されたということはできず、吹奏楽部の部員にとってみれば、本件生徒が本件発言をしたかどうか等について直接確認する必要があり、吹奏楽部で主導的役割を果たしていた4名の部員を立ち会わせたことをもって違法ないし相当性を欠くということはできない。

ウ 本件メール事件の約1か月後に本件発言事件を起こしており、本件生徒がメールにより他の

部員と関わることには依然として不適当な事態に至る懸念があったこと、他の部員を嘘等で振り回さないというのは当たり前ともいえること、部活動への復帰自体は認めていること等に照らせば、付された条件が過酷であったとはいえない。

【(ii)調査報告義務違反に対する判断】

ア 本件生徒に対するいじめの存在を疑わせるような事情は認められない。

本件高校の教員らは、本件各アンケートを実施し、全校アンケートに対していじめ等を見聞した旨を回答した約15名の生徒に対して聞き取り調査を行った上で、平成25年3月24日、原告に対して本件生徒の自殺の原因として考えられる事情の説明を行っており、その説明内容に誤りがあったとは認められない。また、全校アンケートの回答原本を原告が主張する時期に原告に任意開示する法的義務や、H教諭自らが3月2日の指導等において原告に直接説明すべき法的義務があったとはいえない。

イ 全校アンケートの回答結果については、J教諭が一部を転記した資料は残っているものの、これが全校アンケートに対して具体的な回答があったものの全部を転記したものであるという保証はなく、転記に際して、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が漏れた可能性は否定できない。そして、I教頭が、北海道教育委員会の道立学校文書管理規程に従い全校アンケートの回答原本の保管を継続していれば、本件訴訟内において、その記載内容が転記されたものと同一であるか否かを確認する等して、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報を取得できた可能性があった。

本件各アンケートの回答結果の中に、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれていたのであれば、在学関係における信義則上の義務として、保護者である原告に報告すべきものである。しかるに、全校アンケートの結果原本を廃棄したI教頭の行為は、上記のような情報の有無を確認する機会を失わせるものであって、原告に対する調査報告義務違反を構成するものと認められ

る。

5 本判決の意義

本件では、生徒間でのいじめと評価されるような事情は存在しないものの、部活動内の他の生徒との人間関係がうまくいっておらず、殺害をほのめかす脅迫メールを送信する行為や、女子生徒のプライバシーを侵害し、あるいは名誉を傷つける内容を発言する等の問題行動を繰り返した本件生徒に対して、自殺前日（3月2日）に行われた指導の違法性が問題となりました。この点、暴行等の有形力の行使を伴わない生徒指導であっても、職場におけるパワーハラスマント事案と同様に、威圧的言動や罵倒・暴言の類を繰り返す等して対象生徒を精神的に追い詰めて精神疾患に罹患させ、それが自殺を誘発するということは起こり得ることであると思われます。しかし、本判決は、本件発言以前の経過と本件発言内容の重大性に照らして、本件生徒に対する指導の必要性があったこと、H教諭の発言内容や指導態様が不必要なし不相当とはいえないことを詳細に認定し、3月2日の指導が体罰等に当たり生徒指導として許容される限度を超える違法なものであるという原告の主張を排斥しました。

教育行政側の視点から見れば、多感な年代の生徒に対する教育指導の難しさと常に向き合っている教育現場に対して相応の配慮を示した判決であるといえます。

また、本判決は、本件生徒の自殺後の学校側の対応について、部活内アンケートと全校アンケート、その後の聞き取り調査等によって自殺の原因究明に努めた上、その結果として原告に対して自殺の原因として考えられる事情の説明を行っていることを踏まえ、これらの点で調査報告義務違反は認めないと判断しました。しかし、その一方で、全校アンケート結果原本を保管していたI教頭が、教育委員会の道立学校文書管理規程に違反して誤ってこれを廃棄した行為については、本件生徒の自殺の原因に関する有益な情報が含まれているかどうかを確認する機会を失わせるもの

であって、この限りで調査報告義務違反を構成すると判断しました。この点、実際には保護者に報告すべき有益な情報は漏れなく転記されていたはずであると思われますが、原本が廃棄されてしまった以上、そのことを証明することはできませんし、公文書を廃棄するという行為によって遺族が「隠ぺい」がなされたのではないかと疑いを持つに至ったことも理解できるところです。そもそもアンケート結果原本が公文書であるという認識を欠いていたことが問題であることは当然のことながら、生徒の自殺の原因調査に係る資料という重要な文書については、調査を十分に尽くしたことを遺族に理解してもらうという目的や、また、学校側の対応が十分であったことを第三者に証明するという目的等から、将来的に原本が重要な役割を果たす可能性があることについて想像力を及ぼせるべきであったといえます。かかる意味で、本判決は、教育現場における公文書の取扱い、とりわけ、争訟に発展する可能性が高い事案における資料の管理体制に対する意識が教育現場でしっかりと共有できているかを見つめなおす契機となるものといえます。

なお、本件訴訟の控訴審判決が、令和2年11月13日に札幌高裁で言い渡されました。札幌高裁は、結論としては、原判決を維持し、遺族（原告）からの控訴を棄却しましたが（※北海道は、調査報告義務違反に関する請求認容部分について控訴も附帯控訴もしませんでした。）、3月2日のH教諭による指導の違法性を否定する理由付けにおいて原審と異なる判断を示しました。すなわち、本件発言事件について行われた3月2日の指導については、適切な事実確認がなされたものとはいえない（本件生徒は指導対象とされた事実を理解していないかった。）、部活動復帰のための条件設定も教育的措置として相当とはいえない等として、指導方法として不適切・不合理であり（H教諭単独ではなく本件高校の教員らにおいて組織的に行うべきであった。）、本件生徒に対して教育的効果を發揮するどころか、かえって本件生徒を混乱させる指導になってしまったものと言わざるを得ないと指摘しました。その上で、3月2日の指導の時点までに

本件生徒の自殺を予見することは困難であったことを踏まえると、その指導によって本件生徒に自殺の危険を生じさせ又はこれを高めると認識することは困難であったと言わざるを得ず、3月2日の指導は不適切・不合理なものであったと認められるが、本件生徒が本件部活を続けることを条件付きで認めるものであり、それ自体で本件生徒の自殺の結果を招くような強い心理的負荷を与える危険な指導方法であったとまではいえない等として、安全配慮義務違反には当たらないと判示しました。結論を左右するものではないものの原審とは異なる理由付けを敢えて示することで、結果的に遺族の心情に配慮を示した判示内容となっております。教育現場における具体的な指導内容について付言した札幌高裁の判示内容については、肯定的な意見もあり得るところですが、本稿では割愛させていただきます。

佐々木 泉 顕

(弁護士)

山 田 敬 之

(弁護士)

岸 本 明 大

(北海道町村会)